

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求控訴事件
国側当事者・国

平成30年9月14日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年4月12日判決、本資料268号-33・順号13138)

判 決

控訴人(第1審原告)	甲
同訴訟代理人弁護士	西田 広一
被控訴人(第1審被告)	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、1183万9720円及びこれに対する平成26年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

- (1) 主文と同旨
- (2) 仮執行免脱宣言

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 個人事業者として飲食店を経営していた控訴人は、平成23年8月から同年12月頃までの間、大阪国税局の担当国税実査官ら(以下「本件調査担当者ら」という。)による税務調査(以下「本件調査」という。)を受け、本件調査担当者らによる修正申告等の勧奨(以下「本件勧奨」という。)に応じ、同年12月7日、大阪福島税務署長に対し、所得税並びに消費税及び地方消費税(以下、消費税と併せ「消費税等」という。)に係る修正申告及び期限後申告(以下「本件修正申告等」という。)をし、その後、これに基づき消費税等の一部を納付し、残額について滞納処分を受けた。
- (2) 本件は、控訴人が、本件調査担当者らが本件勧奨において本来納付すべき税額よりも多額の税額を申告するよう勧奨し、控訴人を税務署内に軟禁状態にして申告書(以下「本件申告

書」という。)への署名指印を強制したことにより、控訴人が本件修正申告等を余儀なくされたから、本件調査担当者らの上記行為は国家賠償法上違法であるし、本件修正申告等は無効であるなどと主張して、被控訴人に対し、①国家賠償法1条1項に基づき、本件修正申告等による誤納金等相当額1183万9720円及びこれに対する上記誤納金に係る徴収が終わった日である平成26年12月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求を求めるとともに、②国税通則法所定の誤納金の還付請求権及び還付加算金の支払請求権に基づき、上記同額の請求(ただし、還付加算金は一部請求)をするほか、③民法上の不当利得返還請求権に基づき、上記同額の請求をする事案である。

原判決が、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。

2 関連法令等の定め、前提事実

以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」2及び3(原判決2頁17行目から6頁17行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁末行の「47、」の次に「53、」を加える。
- (2) 原判決6頁初行の「16」の次に「、53」を加える。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

以下のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4及び5(原判決6頁18行目から11頁15行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 控訴人の主張

控訴人が支払うべきとされた消費税には、既に仕入先等が支払っている消費税額が入っており、被控訴人が二重課税するのと同じであり、被控訴人は大きな利益を得るから、被控訴人の措置は、信義則に反し、権利の濫用である。

(2) 被控訴人の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1～9(原判決11頁17行目から21頁5行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決13頁10行目末尾に「53、」を加える。
- (2) 原判決14頁25行目の「体裁」の次に「及び証拠(乙53)」を加える。
- (3) 原判決16頁20行目の「行動等」の次に「及び証拠(乙53)」を加える。
- (4) 原判決21頁5行目末尾の次に改行して、以下のとおり加える。

「10 その余の主張について

控訴人は、控訴人が支払うべきとされた消費税には、既に仕入先等が支払っている消費税額が入っており、被控訴人が二重課税するのと同じであり、被控訴人は大きな利益を得るから、被控訴人の措置は、信義則に反し、権利の濫用であると主張するが、本件修正申告等のうち、平成17年から平成20年までの各課税期間の消費税等について、仕入税額控除を全く認めなかったことが消費税法に反しないことは、既に説示したとおりであって、被控訴人が主張するような信義則違反や権利の濫用があるとはおよそいえない。」

2 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却した原判決は相当で

あるので、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 安達 玄

裁判官 石丸 将利

(別紙)

指定代理人目録

市川 聡毅、足立 昌隆、東 正幸、福場 康雄、桑原 昌志

以上

平成●●年（〇〇）第●●号 損害賠償等請求控訴事件

更 正 決 定

控訴人 甲
被控訴人 国
同代表者法務大臣 山下 貴司

上記当事者間の上記事件について、当裁判所が平成30年9月14日に言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権で次のとおり更正する。

主 文

判決書4頁4行目に「被控訴人」とあるのを「控訴人」と更正する。

平成30年10月11日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 安達 玄

裁判官 石丸 将利